

茨城県報 第242号

平成3年5月16日

木曜日

目 次

規 則

(教育委員会)

- 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1 ページ

告 示

- 国民健康保険医等の新規登録(医療福祉課)…………… 2
- 徴収事務の委託(2件)(県民生活課)…………… 2
- 定款変更の認可(農地管理課)…………… 3
- 道路の区域の変更(2件)(道路維持課)…………… 3
- 道路の供用の開始(5件)(")…………… 4

(公安委員会)

- 茨城県地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 6

(選挙管理委員会)

- 選挙管理委員会第5回定例会の招集…………… 16

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(4件)…………… 16

公 告

- 建築許可に関する聴聞(建築指導課)…………… 19
- 開発行為の工事完了(4件)(")…………… 20
- 道路の位置の指定(3件)(")…………… 21
- 漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞(水産事務所)…………… 21

規 則

(教育委員会)

茨城県教育委員会規則第9号

茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成3年5月16日

茨城県教育委員会委員長 石 川 敏 夫

茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県高等学校定時制課程及び通信課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和50年茨城県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「177万円」を「191万円」に改め、同条第2号及び第3号中「137%」を「146%」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第575号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記 号 番 号	登 録 年 月 日	国 民 健 康 保 険 医 等
茨国薬 1778	H. 3. 3. 12	坂 田 より子
茨国薬 1779	H. 3. 4. 18	千 葉 瑞 恵
茨国薬 1780	H. 3. 4. 18	栗 本 祐 子
茨国薬 1781	H. 3. 4. 19	土 橋 真 奈 美

茨城県告示第576号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 受 託 者 財団法人茨城県教育財団

2 委託に係る使用料

茨城県立吾国山洗心館の設置及び管理に関する条例第8条に規定する茨城県立吾国山洗心館の使用料の徴収事務

3 委 託 期 間 平成3年4月1日から平成4年3月31日まで

茨城県告示第577号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 受 託 者 財団法人茨城県青少年協会
- 2 委託に係る使用料

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第2条に規定する茨城県立青少年会館の研修室の使用料の徴収事務

- 3 委 託 期 間 平成3年4月1日から平成4年3月31日まで

茨城県告示第578号

平成3年2月12日付けで小貫土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成3年5月8日認可した。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成3年5月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿波山徳蔵線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡桂村錫高野字緑原 899-1番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 13.0	39.0 <small>メートル</small>	
		最小 9.0		
東茨城郡桂村錫高野字ヤミ沢 897番地先まで	新	最大 20.0	39.0	迂回路設置
		最小 9.0		

茨城県告示第580号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成3年5月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字紅葉字大乘 729番6地先から	旧	メートル 最大 30.2	メートル 13,474.0	
鹿島郡鉾田町大字畑田字中宿 1425番4地先まで		最小 4.2		
鹿島郡鉾田町大字紅葉字大乘 729番6地先から		最大 50.0	4,022.0	
鹿島郡鉾田町大字上富田 字沢田18番2地先まで		最小 4.3		
鹿島郡鉾田町大字鉾田字中根 563番4地先から		最大 63.4	1,747.0	
鹿島郡鉾田町大字畑田字中宿 1425番4地先まで		最小 18.0		
鹿島郡鉾田町大字紅葉字大乘 729番6地先から	新	最大 30.2 最小 4.2	13,474.0	バイパス新設による区域変更
鹿島郡鉾田町大字畑田字中宿 1425番4地先まで		最大 66.0 最小 15.0		

茨城県告示第581号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成3年5月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 阿波山徳蔵線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡桂村錫高野字緑原899番1地先から
東茨城郡桂村錫高野字ヤミ沢897番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成3年5月16日

茨城県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成3年5月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
 - 2 供用開始の区間 鹿島郡銚田町大字大和田字馬頭観音1335番5地先から
鹿島郡銚田町大字下富田字廣山803番1地先まで
 - 3 供用開始の期日 平成3年5月16日
-

茨城県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成3年5月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 高萩大子線
 - 2 供用開始の区間 高萩市大字安良川字網掛388番地先から
高萩市大字安良川字西町647番地先まで
 - 3 供用開始の期間 平成3年5月16日
-

茨城県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成3年5月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 烏山御前山線
 - 2 供用開始の区間 那珂郡緒川村大字上小瀬字青木986番4地先から
那珂郡緒川村大字上小瀬字梅曾根5069番1地先まで
 - 3 供用開始の期日 平成3年5月17日
-

茨城県告示第585号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成3年5月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道355号
- 2 供用開始の区間 行方郡麻生町大字船子字田宿58番1地先から
行方郡玉造町大字手賀字塩堤607番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成3年5月18日

~~~~~

( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会告示第12号

## 公 示 書

道路交通法第114条の5第1項の規定による茨城県地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱する。

平成3年5月16日

茨城県公安委員長 菊 池 信 弘

記

| 活 動 区 域 | 氏 名       | 連 絡 先    |
|---------|-----------|----------|
| 水戸警察署管内 | 菊 地 嘉 明   | 水戸警察署交通課 |
|         | 葉 師 神 一 重 |          |
|         | 岡 本 重 三 郎 |          |
|         | 伊 藤 安 信   |          |
|         | 小 田 倉 隆 次 |          |
|         | 相 田 栄     |          |
|         | 市 毛 昭 一   |          |
|         | 鯉 淵 靖 弘   |          |
|         | 笹 沼 正 一   |          |
|         | 小 田 野 秋 穂 |          |
|         | 小 坏 忠 雄   |          |
|         | 市 毛 博     |          |
|         | 山 中 政 治 郎 |          |
| 田 代 白   |           |          |

|                 |                                                                                                                                                                                                        |           |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|                 | 小 木 忠 皆 桜 大 宇 田 八 園 石 鬼 武 栗 石 一 今 関 川 江 川 高 星 前 平 関<br>林 原 平 川 井 塚 美 村 卷 部 川 沢 藤 田 川 家 村 根 又 幡 井 橋 野 野 塚<br>俊 茂 重 猷 祐 義 泰 正 喜 輝 敏 和 幸 俊 義 重 尚 紘<br>淳 英 光 信 祐 史 男 誠 明 直 勲 郎 雄 二 夫 男 實 和 稔 哲 昭 実 一 松 二 司 |           |
| 笠 間 警 察 署 管 内   | 本 石 埦 藤 古 小 酒 鶴 藤 藤 柴 飯 片 阿 久<br>間 田 沢 木 幡 井 田 枝 川 田 田 岡 津<br>武 恒 良 紀 哲 和 儀 才 義 行 善 春<br>男 正 雄 勇 平 繼 夫 志 雅 郎 信 夫 忠 雄                                                                                   | 笠間警察署交通課  |
| 那 珂 湊 警 察 署 管 内 | 矢 吹 武 士<br>大 塚 直 也<br>梅 原 哲                                                                                                                                                                            | 那珂湊警察署交通係 |

|         |                       |                       |                                   |                       |          |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------|----------|
|         | 塩湯打鯉                  | 崎浅越沼                  | 元清利克                              | 郎二司政                  |          |
| 勝田警察署管内 | 黒橋宮大黒住宮鹿打平藤額富飯小照住住海川大 | 田本崎谷沢谷内島越野咲賀田田林沼谷谷原上内 | 光英正和勇広丈重敏一テ <sup>ル</sup> 弘正恒信好力弥孝 | 彦雄治子寿喜史男雄幸子行範男子治公造郎治成 | 勝田警察署交通課 |
| 那珂警察署管内 | 永綿玉松小中田               | 井引川山泉川口               | 昌俊幹                               | 護博雄誠男誠夫               | 那珂警察署交通係 |
| 大宮警察署管内 | 松森沼田宇田大青栗             | 本田田村野中高木倉田            | 正寿和十二紀克                           | 次方厚男三日郎一重進            | 大宮警察署交通係 |





|         |                                                                          |                            |                                        |          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------|----------|
| 高萩警察署管内 | 石安根<br>小長渡菊阿<br>東本畑川<br>豆谷<br>池部村木                                       | 龍信<br>茂<br>要               | 馬秋昇<br>隆敏<br>力仁<br>樹博<br>三             | 高萩警察署交通課 |
| 鉦田警察署管内 | 飯藤新城宮<br>久<br>札佐<br>島沼堀山保<br>伯                                           | 敏一武<br>量信                  | 恒夫二雄<br>彰夫夫                            | 鉦田警察署交通係 |
| 鹿島警察署管内 | 大萩石大西<br>小生平幡山行<br>五十<br>大伊安山<br>長安<br>川原津木谷<br>野沢山<br>中木嵐久<br>藤藤本川<br>藤 | 宗喜日憲<br>幹長祐太<br>広幸太<br>宗佐隆 | 作清一男<br>治一潤<br>作二一<br>臣修郎<br>実徹男<br>良雄 | 鹿島警察署交通課 |
| 麻生警察署管内 | 大内大堀藤山<br>萩八<br>崎山川越崎<br>口原木                                             | 一善貫忠孝                      | 守郎門一<br>徳史浩<br>実                       | 麻生警察署交通課 |

|          |                                                                                                                                    |           |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|          | 梶 山 保<br>宮 河 一                                                                                                                     |           |
| 竜ヶ崎警察署管内 | 荒井秀太郎<br>大野井文雄<br>海老口力也<br>本老原谷太郎<br>松村俊明<br>池辺千忠里<br>飯島男靖<br>大本澤信男<br>齐藤利久三<br>中山村田安<br>手賀村賀豊<br>木川村嶋雄<br>中嶋賀有夫<br>雜杉山勝彦<br>近藤藤恒雄 | 竜ヶ崎警察署交通課 |
| 江戸崎警察署管内 | 東郷伊助<br>早川達雄<br>池田一郎<br>垣沼義雄<br>中島清<br>浜田仁一夫<br>吉田治夫<br>橋詰幸一郎<br>中澤本金次郎<br>宮本                                                      | 江戸崎警察署交通係 |
| 土浦警察署管内  | 小坂真一<br>寺田一浩<br>菊地本熊利<br>塚生廣瀬弘<br>廣飯塚夫<br>小松崎男<br>大久保康<br>小倉西郎<br>磯行 一 愷                                                           | 土浦警察署交通課  |

|            |                    |                    |                    |                    |             |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|
|            | 福阿浅宮本下野吉額殿豊宮塙亀坂    | 嶋部野本圖村口田田岡嶋本 崎井    | 三 一 一 忠茂孝 勝英 一貞    | 守郎寛男男登男夫明武朗雄裕郎一    |             |
| 石岡警察署管内    | 菊石山細小齋小谷荒大香谷宮戸池藤近渡 | 地崎崎谷吹藤林島川枝取内内田田田藤邊 | 平 博民雄 芳博 満寛雅 重 幹奉一 | 次稔司夫幸正夫久亨雄憲美久雄純泰功男 | 石岡警察署交通課    |
| つくば中央警察署管内 | 桜石片飯安吉久小山飯山        | 井塚岡野井添下島口島田        | 武政 利三昇 足利          | 隆二春正正夫郎吾馨男明        | つくば中央警察署交通課 |

|           |                                                                                                                                                                    |                     |            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------|
|           | 中 島 毅<br>佐 藤 進<br>鈴 木 博<br>中 島 馨<br>豊 島 雄<br>大 山 正<br>吉 谷 郎<br>飯 谷 夫<br>中 根 佑                                                                                      |                     |            |
| つくば北警察署管内 | 小 澤 實<br>久 谷 謙<br>保 野 清<br>館 野 弘<br>小 出 村 昭<br>出 猪 瀬 一<br>酒 寄 昇                                                                                                    | 由                   | つくば北警察署交通係 |
| 下館警察署管内   | 丹 波 寛<br>杉 山 雄<br>永 須 友<br>平 須 一<br>楠 山 隆<br>塚 原 繁<br>木 谷 德<br>新 村 男<br>廣 井 清<br>齊 瀬 藤 男<br>谷 貝 卓<br>枝 井 一<br>七 府 田 雄<br>国 倉 一<br>小 倉 男<br>大 内 郎<br>村 上 平<br>新 井 利 | 貞 年 修 秀 芳 利 一 幸 利 太 | 下館警察署交通課   |
| 下妻警察署管内   | 山 本 伊 左 夫<br>野 村 一 夫<br>初 沢 保 二<br>吉 原 竹 三<br>福 原 富 夫<br>斉 藤 延 由<br>片 倉 久 六<br>岡 倉 幸 策<br>片 野 二 郎                                                                  |                     | 下妻警察署交通課   |

|          |                                                                                                                                                 |  |           |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------|
|          | 松 沼 啓 次<br>仲 内 良 忠<br>萩 原 四 平<br>人 見 茂 夫<br>内 田 茂 夫                                                                                             |  |           |
| 真壁警察署管内  | 古 橋 利 郎<br>中 川 富 夫<br>柴 村 久 雄<br>市 村 栄 一 郎<br>稲 葉 良 三 郎<br>市 村 豊 一 郎<br>猪 野 司 郎                                                                 |  | 真壁警察署交通係  |
| 結城警察署管内  | 渡 部 洋 二<br>小 林 金 利<br>島 田 武 一<br>高 野 光 雄<br>曾 雌 哲 雄<br>宮 田 国 雄<br>飯 ヶ 谷 澄 男                                                                     |  | 結城警察署交通係  |
| 水海道警察署管内 | 草 間 正 隆<br>稲 葉 塚 新 勝<br>石 塚 木 新 七<br>鈴 木 菅 定 雄<br>三 菅 山 利 一<br>大 田 村 唯 雄<br>田 石 塚 年 進<br>中 田 田 正 太 郎<br>池 田 朝 郎 男                               |  | 水海道警察署交通係 |
| 古河警察署管内  | 小 淵 博<br>林 和 静 夫<br>名 谷 宗 男<br>天 谷 波 繁 男<br>鳥 沢 喜 久 博<br>中 北 村 喜 男<br>峯 谷 嗣 雄<br>染 金 敏 治<br>金 谷 敏 一<br>高 橋 倉 夫<br>熊 船 橋 輝 武<br>五 月 女 光 徹<br>男 男 |  | 古河警察署交通課  |

|               |                                                                                                                                                                                                                           |          |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|               | 山 中 三 郎<br>安 喰 友 三 郎<br>白 戸 仲 三 郎<br>渡 辺 二 郎                                                                                                                                                                              |          |
| 境 警 察 署 管 内   | 小 松 原 康 之 助<br>小 林 良 市<br>風 見 源 一<br>倉 持 春 吉<br>横 島 正 治<br>中 村 福 三 郎<br>中 山 三 茂<br>植 竹 嘉 吉<br>大 宇 田 沢 富 士 郎<br>中 川 川 茂 治<br>木 山 山 右 京<br>五 村 島 忠 助<br>中 山 貞 一 郎<br>初 見 昭 一 郎<br>鈴 木 孝 一 男                                 | 境警察署交通課  |
| 取 手 警 察 署 管 内 | 倉 持 信 雄<br>山 崎 二 郎<br>岡 本 倉 吉<br>中 村 一 雄<br>倉 持 文 次 憲<br>高 橋 藤 郎<br>齐 藤 昇<br>石 塚 春 力 吉<br>古 谷 田 三 男<br>仁 本 修 郎<br>宫 藤 芳 身<br>齐 田 紀<br>增 塚 治<br>飯 村 實<br>中 林 治<br>小 山 林 雄<br>大 野 男<br>市 川 績<br>木 村 雄<br>地 脇 則<br>大 越 三 城 夫 | 取手警察署交通課 |

## (選 挙 管 理 委 員 会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第36号

平成3年茨城県選挙管理委員会第5回定例会を次のとおり招集する。

平成3年5月16日

茨城県選挙管理委員会

委員 長 鈴 木 貞 男

- 1 日 時 平成3年5月20日(月)  
午前10時から
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸1-5-38  
茨城県議会特別会議室
- 3 議 題

- (1) 平成2年12月9日執行茨城県議会議員一般選挙に係る異議申出の審理について
- (2) 市町村選挙の結果について
- (3) 政治団体の設立届出、解散届出の状況について
- (4) そ の 他

## (大規模小売店舗審議会)

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第8号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成3年5月16日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員 長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 セイブ
- 2 届出者の住所  
水戸市住吉町284番地1
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社 セイブ平須店



水戸市平須町字新山 1828-841

4 現在の店舗面積

494㎡

5 増加しようとする店舗面積

706㎡

6 増加部分の開店日

平成 3 年 9 月 29 日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 9 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和 49 年通商産業省令第 17 号）第 9 条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 3 年 5 月 16 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇野 秀

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 スズヨシ

2 届出者の住所 水戸市姫子 1 丁目 121 番地

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 セイブ平須店

水戸市平須町字新山 1828-841

4 開 店 日 平成 3 年 9 月 29 日

5 店 舗 面 積 60㎡

6 閉 店 時 刻 午後 8 時

7 休 業 日 数 年間 28 日

8 主として販売する物品の種類

化粧品

**茨城県大規模小売店舗審議会告示第10号**

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成3年5月16日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称  
松原 陽一郎
- 2 届出者の住所 日立市中成沢町2丁目7-8
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社 セイブ平須店  
水戸市平須町字新山1828-841
- 4 開店日 平成3年9月29日
- 5 店舗面積 33㎡
- 6 閉店時刻 午後8時
- 7 休業日数 年間28日
- 8 主として販売する物品の種類  
生花

**茨城県大規模小売店舗審議会告示第11号**

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成3年5月16日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称  
坂 博子
- 2 届出者の住所 水戸市河和田町 3-2536
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社 セイブ平須店  
水戸市平須町字新山 1828-841
- 4 開 店 日 平成 3 年 9 月 29 日
- 5 店 舗 面 積 60㎡
- 6 閉 店 時 刻 午後 8 時
- 7 休 業 日 数 年間 28 日
- 8 主として販売する物品の種類  
パ ン

---

公 告

---

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成 3 年 5 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成 3 年 5 月 21 日 (火) 午前 11 時
  - 2 聴 聞 場 所 下館市大字下岡崎字梶田 165-3 外 4 筆
  - 3 聴 聞 事 項 第 2 種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
工場（通信機器）事務所の新築
  - 4 申請者住所氏名 下館市下岡崎 165 の 3  
フソー電機株式会社 代表取締役 早 瀬 二 郎
  - 5 建築物構造規模 鉄骨造 3 階 新築  
申請延面積 1,941.48 平方メートル
  - 6 敷 地 面 積 2,016.13 平方メートル
  - 7 原 動 機 新設 230 キロワット
  - 8 建築物の位置 下館市大字下岡崎字梶田 165-3, 5, 6, 7, 12
-

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

千代田村大字下稲吉字西山2671-42

## 2 事業主の住所及び氏名

日立市幸町3丁目4番6号

日立木材地所株式会社

代表取締役 門 瀬 益 雄

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字平塚字太夫久保4598番1, 4600番1, 同番2, 4604番, 4605番2

## 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県大宮市大字大谷1942番地

有限会社五光製作所

代表取締役 佐久間 庸 行

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字庚塔427番1, 428番4, 428番7, 428番8, 428番9

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村舟石川571番43

東成プランニング株式会社

代表取締役 河 野 清

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年5月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡千代川村大字田下字折戸687番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17

2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字下妻丁 2 1 0 番地の 1

株式会社 下妻不動産

代表取締役 堀 越 一 雄

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 3 年 5 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号            | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                           |                                | 道 路 の 位 置                    | 道路幅員及び延長     |               |
|-----------------|--------------|---------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------|---------------|
|                 |              | 氏 名                             | 住 所                            |                              | 幅 員          | 延 長           |
| 水土木指令<br>第1031号 | 3. 5. 1      | 茨城木材建設(株)<br>(代) 白井 五郎          | 日立市金沢町<br>2丁目2-13              | 小川町上吉影字深山<br>744-36          | メートル<br>4.24 | メートル<br>19.04 |
| “<br>第1032号     | “            | (有) 秋山不動産<br>(代) 秋山 嘉一<br>石川 やす | 那珂町菅谷<br>4531-10<br>“ 4286     | 那珂町菅谷字一ノ関<br>4537-5          | 4.00         | 35.00         |
| 境土木指令<br>第454号  | “            | 山陽住宅株式会社<br>代表取締役<br>川戸 伍       | 東京都杉並区高<br>円寺南4-26-<br>19-305号 | 三和町大字諸川字大竹<br>2585-1, 2586-2 | 4.22         | 38.625        |

●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和43年茨城県規則第49号）第51条及び第53条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県漁業関係聴聞規則（昭和40年茨城県規則第104号）第2条の規定により公告する。

平成 3 年 5 月 16 日

霞ヶ浦北浦水産事務所長 長 谷 川 一 磨

- 1 聴 聞 事 項 霞ヶ浦北浦海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞
- 2 期 日 平成 3 年 6 月 12 日
- 3 場 所 茨城県土浦市真鍋 5 丁目 17 番 26 号  
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)